

# 岡山県立大学保健福祉学部紀要投稿規定

## 1. 投稿資格

本紀要への投稿者は保健福祉学部専任教員に限る。ただし、共著者についてはこの限りではない。

## 2. 論文の種類

本紀要に掲載される論文の種類は、「総説、原著、研究ノート、短報、ケースレポート、資料など」とする。

## 3. 論文の投稿、受理および掲載

- (1) 論文の提出先は各学科の紀要編集委員とする。
- (2) 論文は未発表のものに限る。
- (3) 投稿された論文の掲載の決定は査読者の意見を参考にして紀要編集委員会が行う。
- (4) 投稿論文の受け付けは、その年度内の8月末日を受け付け期限とする。

## 4. 執筆の要領

### (1) 原稿の書き方

- 1) 使用言語は和文または欧文とする。論文の長さは投稿一編につき図、表、写真等を含めて刷り上がり10ページ程度を限度とする。
- 2) 和文原稿には論題、著者名、400字以内の和文要旨、キーワード（5語以内）の順に記入する。所属は欄外に脚注として記入する。また、欧文の論題、著者名、所属、キーワード、必要に応じて300語以内の英文要旨を末尾に記入する。  
欧文原稿には論題、著者名、300語以内の要旨、キーワードの順に記入する。所属は欄外に脚注として記入する。また、和文の論題、著者名、所属、キーワード、必要に応じて400字以内の和文要旨を末尾に記入する。
- 3) 和文原稿は横書きで、原則として常用漢字・新かなづかいを用い、数字は算用数字を用いる。
- 4) 外国の人名・地名などの固有名詞は、原則として原語を用いる。その他の外国語はなるべく訳語を用いて記載する。外国語を用いる場合は、初出の際に訳語の後に（ ）をつけて示すものとする。
- 5) 謝辞等を記載する場合は、本文の終りに一行あけ「付記」の見出しで書く。
- 6) なお、著者の所属学会の執筆様式に準拠する必要がある場合は、その様式を採用することができる。
- 7) 図、表、写真等はそのまま印刷できる明瞭なものとし、番号や上下を記す。
- 8) 文献の記載方法及び例

参考文献や引用文献は、本文の終りに「文献」の見出しで著者の姓を基準にしてアルファベット順に一括して記載する。〈雑誌〉の記述形式は、著者名・公刊年度・論題・雑誌名、巻・号、記載頁の順序とする。〈単行本〉の記述形式は、著者名、発行年度、書名、発行所、引用頁の順序とする。

例：

- 1) 雑誌の場合、著者名（発行年）. 題名. 雑誌名、巻（号）、頁.  
南裕子（1986）. 甘えネットワーク質問紙の作成と検定—その1. 看護研究、19(2): 67-78.  
Ogata, H., Ogata, F., Mendelson, J. H. and Melllo, N. K. (1972). A comparison of techniques to induce alcohol dependence and tolerance in the mouse. J. Pharmacol. Exp. Ther., 180: 216-230.
- 2) 単行本の場合、著者名（発行年）. 書名. 版. 発行他（外国の場合のみ）: 発行所.  
石井トク（1992）. 医療事故. 医学書院.  
Peplau, H. E. (1952). Interpersonal relations in nursing. New York :G. P. Putnam & Sons.
- 3) 編集図書の一部を利用した場合、章の著者名（発行年）. 章の題名. （編者名. 書名、章の頁. 発行地（外国の場合のみ）: 発行所）  
麻生俊子（1990）. 精神科看護的アプローチ. （竹市昌士編. 入院患者の精神的ケア、pp. 283-293.

医学書院)

4) 翻訳書の場合、原著者名(原書発行年)、訳者名(訳書発行年)、訳書名、版、発行所、

Orem, D. E編(1988)、小野寺社紀訳(1988)、オレム看護論、改訂第2版、医学書院、

5) 訳書のある原書を利用した場合

原書データの後のカッコ内に訳書のデータを示す。

#### 5. 投稿の方法

(1) 原稿は Word ファイルから印刷出力した原稿1式と共に、図、表、写真等のそれぞれを、各学科の紀要編集委員に原稿提出期限日(当該年度の8月末日)までに提出する。投稿時には編集委員会の指定した「執筆整理票」を必ず添付する。

(2) 査読の終了した最終原稿は、印刷出力した原稿と、Word 本文ファイル、および図、表、写真等を保存したCDを各学科の紀要編集委員宛に提出する。

(3) 本紀要への投稿、編集、印刷に関する問合せ先は、各学科の紀要編集委員とする。

#### 6. 校正

著者本人校正(1回)とする。その時期は発刊(毎年度末の3月)の数ヶ月前とする。その際の加除は原則として認めない。

#### 7. 掲載料、別冊料

掲載料等については本規定に定める制限範囲のものについては、これを徴収しない。制限をこえる場合、カラー写真、或いは、校正の際の加除により経費が必要となった時は、その実費を別途徴収する。別冊は論文一編につき30部を贈呈する。それをこえる場合は実費を別途徴収する。

#### 8. 著作権

(1) 紀要に掲載された論文の著作権は岡山県立大学に帰属する。

(2) 著作権の運用は、「研究紀要公開のための著作権処理手引き」(国立情報学研究所、2002年11月)に従う。

9. その他、必要事項は編集委員会内規によるものとする。

#### 10. 付則

本規定は保健福祉学部紀要 第21巻(2014)から適用する。

保健福祉学部紀要編集委員会